

平成21年第5回那珂川町議会定例会

議事日程(第3号)

平成21年9月15日(火曜日)午後2時開議

- 日程第 1 認定第1号 平成20年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 認定第2号 平成20年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 認定第3号 平成20年度那珂川町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 認定第4号 平成20年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 認定第5号 平成20年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 認定第6号 平成20年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 認定第7号 平成20年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 認定第8号 平成20年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 認定第9号 平成20年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第10 認定第10号 平成20年度那珂川町水道事業決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第11 那珂川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙 (議長提出)
- 日程第12 発委第1号 議員の派遣について (委員長提出)
- 日程第13 総務企画常任委員会の閉会中の継続審査について (委員長提出)
- 日程第14 教育民生常任委員会の閉会中の継続審査について (委員長提出)
- 日程第15 議員の辞職について

日程第 1 6 議員の辞職について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 認定第 1 号 平成 2 0 年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 認定第 2 号 平成 2 0 年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 認定第 3 号 平成 2 0 年度那珂川町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 認定第 4 号 平成 2 0 年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 認定第 5 号 平成 2 0 年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 認定第 6 号 平成 2 0 年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 認定第 7 号 平成 2 0 年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 認定第 8 号 平成 2 0 年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 認定第 9 号 平成 2 0 年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 1 0 認定第 1 0 号 平成 2 0 年度那珂川町水道事業決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 1 1 那珂川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙 (議長提出)
- 日程第 1 2 発委第 1 号 議員の派遣について (委員長提出)
- 日程第 1 3 総務企画常任委員会の閉会中の継続審査について (委員長提出)
- 日程第 1 4 教育民生常任委員会の閉会中の継続審査について (委員長提出)
- 日程第 1 5 議員の辞職について
- 日程第 1 6 議員の辞職について

- 追加日程第 1 議長の選挙
- 追加日程第 2 議会運営委員の辞任について
- 追加日程第 3 議会運営委員の選任
- 追加日程第 4 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第 5 議席の一部変更

出席議員（18名）

1番	鈴木雅仁君	2番	原田照信君
3番	益子明美君	4番	大金市美君
5番	岩村文郎君	6番	小林盛君
7番	福島泰夫君	8番	川上要一君
9番	阿久津武之君	10番	橋本操君
11番	鈴木和江君	12番	石田彬良君
13番	桑原勇一君	14番	杉本益三君
15番	薄井和平君	16番	大金伊一君
17番	大森富夫君	18番	小川洋一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	川崎和郎君	副町長	佐藤佳正君
教育長	桑野正光君	会計管理者兼 会計課長	吉成啓二君
総務課長	佐藤良美君	企画財政課長	益子実君
ケーブル テレビ放送 センター室長	郡司正幸君	税務課長	川俣勇也君
住民生活課長	阿久津実君	健康福祉課長	小室定子君
建設課長	塚原富太君	農林振興課長	山本勇君
商工観光課長	高野麻男君	総合窓口課長	薄井績君
上下水道課長	手塚孝則君	環境総合推進 室長	星康美君
学校教育課長	荒井和夫君	生涯学習課長	藤田悦男君
農業委員会 事務局長	秋元誠一君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田村正水	書記	橋本民夫
書記	岩村照恵	書記	深澤昌美

開議 午後 2時00分

開議の宣告

議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

認定第1号～認定第10号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第1、認定第1号 平成20年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、認定第2号 平成20年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、認定第3号 平成20年度那珂川町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第4号 平成20年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第5号 平成20年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第6号 平成20年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第7号 平成20年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第8号 平成20年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第9号 平成20年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第10号 平成20年度那珂川町水道事業決算の認定について、以上10議案を一括議題とします。

本件は、決算審査特別委員会に審査を付託したものでありますが、決算審査特別委員長より、その審査結果の報告を求めます。

岩村委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 岩村文郎君登壇〕

決算審査特別委員会委員長（岩村文郎君） 報告いたします。決算審査特別委員会に付託されました、認定第1号 平成20年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成20年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成20年度那珂川町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成20年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成20年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成20年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成20年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成20年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号 平成20年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号 平成20年度那珂川町水道事業決算の認定について、以上10会計決算については、平成21年9月10日から本日までの延べ4日間、関係課長等の説明を求め慎重に審査いたしました。なお、決算審査特別委員会における意見等については、各委員からそれぞれ関係する課局室の審査の際に申し上げたところです。各会計決算の審査結果については文書を持って報告したとおり、本委員会において認定すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

議長（小川洋一君） これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「17番」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時09分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） それでは、私は平成20年度の各種会計決算認定に反対の立場から

討論いたします。

平成20年度の認定に付されたものは10号あるわけですがけれども、農業集落排水事業特別会計以外の9会計につきまして、認定不同意、反対の立場から討論を行います。

川崎町政におきましては、今期最後の決算認定になるということから、2町合併にして新町建設が成功したかどうかということも、この判断ができるかどうかという、そういう決算になるかというふうに思います。

新町建設では、財政状況はよくなり住民サービスは向上し、町は町民にとって住みよいところになったかどうか、こういうような観点からも見るのが非常に大事だというふうに私は思っています。

その意味では、川崎町政のこの4年間、私は決して成功したというふうには思わないのであります。今年度の決算も同様に、この同意に値するものではないという、こういうことが明らかになったというふうに思うのです。世界的不況からこの日本の片隅、この那珂川町に、その影響が及んできておりました、外需頼みで内需をおろそかにしてきたこれまでの自民党政府の失政によって、地域経済は輪をかけて不況の深刻さがあらわになってきました。

ハローワークは、連日人であふれ職を求めています。シルバー人材には、登録をしても仕事が回ってこない。その数も減りました。食料品や飼料の値段も上がり、上げ止まりで燃料費も同様であります。このような状況のときにこそ、町は国からの交付金、また特別な手だてをとって町民の暮らしを守り、福祉の充実を図るという、こういう取り組みをすべきであったのにそのことをしませんでした。

国・県追隨で地域を一層住みづらくした1年でありました。監査報告の結びで指摘されております、形式収支では黒字だが、単年度収支では、昨年黒字からことしは、一般会計でこの年度は19年度、20年度といっておりますけれども、一般会計で6,148万8,000円、特別会計も合わせまして、5,466万9,000円の赤字というふうになっています。職員数が、平成19年度より18人削減され246人になっても、なおかつ財政状況が厳しいことを示している、また財政力指数も0.459%で、県下最低を脱却できないでいるわけでありました。そして自主財源を向上させることもまたできない1年でありました。

町の債務、借金は、一般会計、特別会計合計で139億2,606万円、債務負担行為支出済み累計額3,736万9,000円を合わせますと、139億6,342万9,000円というふうになります。公債費比率が、対前年度より若干下がっておりますけれども、監査意見の結びにおきまして指摘されておるとおり、世代間の負担の公平を図ることが考えられなければなりません。今ある

公共施設を有効に使用する、このことを十分考えるべきであります。

小川地区の3つの保育園をなくして、新しい保育園に5億3,000万円もかける事業計画などは、住民要求から出た事業でないことは明らかであります。しかも国から地域への交付金ということで地域活性化・生活対策臨時交付金等の8,000万円は、雇用対策や地域活性化策に使わずに、こういった建物づくりに費やしてしまうという、こういうようなことは到底容認できるものではありません。

基金は、一般会計、特別会計合計で50億502万1,000円であり、その運用については極めて不十分としか言いようがありません。目的に沿った有効活用を図ることが強く求められるゆえんであります。とりわけ働く場所の確保、実際に町民の皆さんのところに収入増が図られるとそういった事業、奨学基金も奨学基金からの益金の給付、これを活用すべきというふうに思います。

町民税の収入未済額6,939万7,000円、こういうふうになっておりまして、町民の生活の厳しさをここに垣間見ることができます。対調定収入率は92.9%と低く、町民の暮らしを豊かにする施策をする、これをとることが強く求められるというふうに思います。認定に不同意の第1に、この町民の暮らしに直結した取り組みになっていない決算、とりわけ国からの臨時交付金も、本来のこの地域活性化と経済対策に使用されなかったということあります。

このような臨時交付金、例えば使用するならば住宅リフォーム制度の創設、高齢者住宅の改修補助、老朽化した住宅の改修補助等の実施によって、さまざまな業者の皆さんの活性化が図られるものであり、既に全国の自治体で少なからず取り組まれているものであります。

大きな建物をつくったりするよりも、この交付金、そういうことをすれば町外に持っていかれるということは目に見えているわけでありましてけれども、そのような策はとるべきではなかったというふうに思います。

第2に、福祉の面では障害者自立支援の応益負担の撤廃、生活保護の窓口受け付け、もっと改善する問題、敬老祝い金を75歳以上のすべての人が受け取れるようなものにするというような改善策、小川地区、先ほどの統合保育園建設に関しましては、計画では5億3,000万円、平成20年度では、5,369万3,000円の使用であります。3保育園を廃止した上での開園となることから、乳幼児の通園の不便さと、保護者負担というものが、こういったことで増大することでありましょう。地域から住民のこの身近にある保育園がなくなるということは、子育て支援策と逆行することになるものであります。

第3に、教育の面では、学校の統廃合と。遅きに失したとの教育長の答弁が、これを聞いて驚いたわけでありますけれども、学校統廃合の本質は、子供の教育を考えるとということよりも、教育分野にお金をかけないということになるわけであります。

少人数学級が世界の本流であり、それでこそ、すべての子供に行き届いた教育ができるということではありませんか。ただ複式学級もそれでよいとは言いませんけれども、そこが各学校の工夫のしどころだというふうに思うのです。町としての取り組みもそこにあるのではないのでしょうか。地域から学校がなくなることを喜ぶ住民はおりません。遅きに失したという言葉は、住民感情を考慮した発言ではないというふうに私は思うのです。

西小学校の統合は平成13年4月であり、既に8年が経過しようとしておりますけれども、この間、町は校舎改築も体育館もプールもつくり、学校への進入路や駐車場の整備など、何一つ改善策を実行しませんでした。せめて、全校生徒が集まり音楽会が開催されるような、そういう教室が必要だという要望があったはずであります。この要望さえ平成20年度は取り上げませんでした。今回の地域活性化・緊急経済対策臨時交付金などの活用をすれば、ここに取り入れれば、父兄の要望にこたえられたはずであります。これらの点でも、この非情な決算というふうに思うわけであります。非常に不満足な決算というふうに思うわけであります。

第4に、農林商工施策の面で見ましても、減反政策の押し付け、中山間地域直接払いの減反をしない人への区別差別の直接支払い、県下で一番多い遊休農地の有効利用策が打ち出されていない問題、扇の館などは、ほとんど活用がないのに、年間費用は264万3,837円にもなる、支出しているわけであります。今後これらの改善策をとらなければならないというふうに思うのです。

第5に、産業廃棄物最終処分場建設に町がかかわっている問題があります。不法投棄物適正処理を言い分として、環境整備対策室を設けて、この間、人件費だけでも平成12年から平成20年まで、9年間で2億3,000万円もかけている訳であります。平成20年度では職員3人で2,692万9,000円の支出がされております。県の仕事なのにこれだけの町民のお金を使ってきました。処分場をつくりたいために不法投棄物処理を掲げる、そしてこういったことで住民だましはやめてもらいたい。きっぱりやめてほしいというふうに思います。

基本計画が示されて4年、翌年に基本設計が示されて、埋め立て容量が80万トン、埋め立て期間が12年に延ばされました。梅平地区の人たちが心配されていることから、この出された要望のとおり、中間処理場が処分場計画地周辺に出されるということを初め、住環境が

悪化し、より住みづらい地域に変わっていくことは必至であります。こんなことを絶対に容認することはできません。住民だましと税金の無駄遣いをやめて、県の不当な取り組みを住民の立場に立ってやめさせるためにこそ、町は先頭に立つべきであります。

特別会計について認定反対の討論を行います。

第1に、国民健康保険特別会計であります。

税金の調停額は6億8,737万9,302円であります。収入未済額は、2億2,058万7,426円というふうになっておるようです。そしてこういった中で、資格証明書発行数が21で、短期資格証明書発行数が220というふうな、こういう道筋になってきております。このことは、税額が高過ぎて払い切れないということを示しているわけであります。

平均被保険者数から見た場合、被保険者1人当たりの保険税は、調定額からしますと、平均10万3,818円となります。かつてこの保険制度において、滞納金額はわずかな時期もあり資格証明書発行などというものはありませんでした。この制度が崩れてきたのは、国庫の補助率を切り下げたというところから始まっておるわけであります。補助率を計画的に1980年度の57.5%に戻すことを要求し、国保財政を立て直すことを目指すことが求められているというふうに思います。

すべての被保険者が安心して医療が受けられるために、保険証取り上げというようなことは、直ちにやめるべきであります。

第2に、老人保健特別会計についてでありますけれども、老人医療費の無料化制度を壊した制度として存続しているものであり、有料化した制度そのものに反対する立場から、認定不同意といたします。

次に、後期高齢者特別会計でありますけれども、75歳以上の人を区別差別した世界にもまれな医療制度というものは、高齢者に高負担を課して医療を受けづらくしている制度としてあるものであり、直ちに廃止し老人保健制度に戻して、計画的に高齢者医療は無料化実現を図るべきであります。既に、本決算でも95万5,000円の収入未済額が発生しており、国保会計と同様、資格証明書発行ということも決められているわけであります。高齢者いじめ制度であることが明らかであります。こういった制度の決算認定に同意するわけにはまいりません。

第4に、介護保険特別会計であります。収入未済額が293万3,000円となっています。

第5に、ケーブルテレビ特別会計でありますけれども、私は当初から主張してきました宅内工事の問題であります。限度額を定めて町の責任で事業をするべきことを主張してきたわ

けでありますけれども、とりわけ予定価格に対して落札額が2億円以上の節減になっているわけでありますから、加入者負担、軽減をするべきだというふうに思います。

少し飛ばしちゃいましたね。介護保険のことがもう少しありますけれども、まあこれは、引き続いて行います。

第6に、下水道事業がございますけれども、債務負担が昨年同様、25億253万9,000円です。こういうふうなことになっています。加入率は、昨年度は、21.8%でありましたけれども、昨年度というのは平成19年度のことを言います、平成20年度は、馬頭処理区内で696戸に対しまして、接続戸数が231戸ということであって、33%の進捗率ということになっています。事業成功は加入率の向上が決め手であって、この取り組みが不十分であったというふうに思います。少なくとも小川地区の84%までに早急に持っていくことが求められているというふうに思います。

次に、簡易水道と水道事業の会計でございますけれども、第1には、まず水道料金についてであります。県下第4番目に高い水道料金について容認するというにはなりません。那珂川町に移住してきて、水道料金の高さに驚いたという話もたびたび聞かされるわけです。ここの改善策について検討する必要があると思います。

また合併して4年になりますけれども、旧小川地区と旧馬頭地区では、10トン当たりの基本料については、馬頭地区は150円高くなっているわけです。合併効果と住民サービスを考えれば、旧小川地区に早急に合わせるべきではないでしょうか。

第2に、漏水調査と有収率の向上が不十分ではないかというふうに思うのです。簡易水道では有収率が、84.6%。15.54%は無駄になっているということになります。上水道は0.9%の向上はされたものの、82%と低い有収率になっています。引き続き有収率向上に努めなければならないと思います。

第3に、公共料金には消費税を課すこと、こういうことは私は当初から賛成してきませんでした。

以上、一般会計及び特別会計8会計につきまして、認定不同意といたします。

議員の皆様にも1人でも多くこの認定反対の表明をして、認定不同意とされるよう要請をいたしまして、私の反対討論といたします。

議長（小川洋一君） 続いて、本案に対する賛成討論を許可します。

鈴木雅仁さん。

1番（鈴木雅仁君） 私は、平成20年度決算について賛成の立場から討論を行います。

本議会におきまして、議員全員による決算審査特別委員会が設置され、一般会計から水道事業特別会計まで、議決された予算が適正かつ効果的に執行されたかについて、各委員から賛成反対とも多くの質疑や意見が出され、慎重かつ十分に審査がされたものと思います。

平成20年度決算は、近年の厳しい財政状況に加えて、昨年9月のリーマンショックによる経済状況の急激な悪化に対しても十分な検討がなされ、町が真剣に取り組む姿勢が見られ、一定の評価ができるものであります。

町の重点施策である行財政改革、自然環境との共生、地域高度情報化の3つのプロジェクトが着実に推進されており、行財政推進プロジェクトでは、前年比16名減という職員定数の削減や、事務事業の見直しによる無駄の削減などが図られ、また、自然環境との共生推進プロジェクトでは、全世界的な環境の変化や住民生活に直結した環境問題等に対応した環境基本計画、基本構想の策定がされております。

さらに、地域高度情報化推進プロジェクトでは、情報の地域間格差の緩和を図るべく、全町域へのケーブルテレビの整備が実施され、今後福祉の向上や健康増進などにも活用されることが大いに期待されます。

また、他市町に先駆けて実施された、イノシシ肉加工施設の設置は、メディアの注目を集めるとともに、町独自のブランド品の確立のために大いに期待ができますし、馬頭中学校の耐震化や生活道路網の整備修繕など、安心・安全なまちづくりも着実に実施されております。

馬頭広重美術館、入館者の減少による収入と経費との均衡に対して、さらなる取り組みが必要であるとは考えますが、町民が主体となった町民参加型の展覧会を開催することにより、来館者数の向上を図るなど、今後の取り組みにも期待ができるものであります。

各課とも、着実な事業の実施と経費の削減に努めており、また、実質収支に関する調書におきましても、各会計とも実質収支額はプラスとなっており、この繰越金の確保によって次年度以降に繋がるものができると思われれます。

一般会計、特別会計ともに、当初の計画どおり適正な執行に努められたものと判断し、また、町税他徴収率の向上など、今後さらなる取り組みに期待をいたします。

以上、平成20年度会計決算の10議案すべてにおいて認定することに賛成とし、賛成討論を終わりにいたします。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

本案に対する反対討論ですね。

はい、益子明美さん。

3番（益子明美君） 私は、認定第1号 平成20年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

町長は、今年度決算の提案説明の中で、20年度の事務事業は那珂川町総合振興計画にのっとり執行し、特にまちづくりの3大重点プロジェクトの地域高度情報化推進プロジェクト、自然環境との共生推進プロジェクト、行財政改革推進プロジェクトは、将来のまちづくりの基本となるためのものであり、積極的に推進してきたと述べられました。

果たして、すべての人々が安心とゆとりを持って暮らせる社会の構築、個性ある地域社会づくりの基礎固めができたのでしょうか。特色あるまちづくりとして掲げられているイノシシの処理加工施設が、3,880万円をかけ整備されましたが、管理運営にどのくらいかかり、その費用対効果はどれくらいあるのか、今後検証していかなければなりません。

3大重点プロジェクトとして掲げられている自然環境との共生推進プロジェクトでは、20年度事業においては、那珂川町環境基本計画基本構想を策定しましたが、県営最終処分場の建設による不法投棄の処理を掲げている以上、真の自然環境保全にはならず、この那珂川町の自然を守り将来に引き継いでいかなければならない役目を担ってはいけません。

処分場による地域振興策ばかりに目が行き、処分場によるまちづくりをプロジェクトの柱にしているように思えてしまいます。実際、環境整備対策室の事業は人件費に2,692万9,000円かかり、事業費は149万円です。その事業内容は処分場先進地視察と言いながら、町民を視察に連れていったのは笠間への1回だけで、処分場の安全性について何ら検証することもなく、その他は職員が土浦の環境学習施設を見学するなど地域振興重視であり、みずから住民と話し合いを持ち、住民のための不法投棄解決を図ろうとするための対策室でないことも明らかになっています。

一方、財政の分析においては、前年度に比べ公債費比率や起債制限比率の数値は、やや改善されつつも、財政構造の弾力性を判断する指標である経済収支比率は89.5%で、人件費、扶助費、公債費に町税や地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源が充当されている現状は、変わっていません。

今年度決算の財政指標の中で特に注意すべきは、単年度収支が4,046万9,000円の赤字で、実質単年度収支額が3億1,038万1,000円の赤字であるということであります。平成20年度の現金の実質的な不足額が3億円を超していたというのは、財政状況がさらに厳しくなったことを強く認識しなくてはなりません。一般に財政調整基金が実質単年度収支の赤字分の5年分を下回っている場合、このペースで行けば、いずれ基金が枯渇して資金ショートを起こ

してしまうという警鐘が鳴ることになります。

以上のようなことから、実質単年度収支は現金の収支なので、年度によって相当変動することはあると認識はしていますが、合併した17年以降、19年、20年と2年連続の実質単年度収支の赤字への危機感のない決算報告を認定することはできません。

以上、反対討論といたします。

議長（小川洋一君） 続いて、賛成討論を許可します。

橋本 操君。

10番（橋本 操君） 10番、橋本 操。

私は、平成20年度決算10議案について、賛成の立場から討論を行います。

本議会におきましては、決算審査特別委員会を設置し、一般会計から水道事業会計まで議決された予算が適正かつ効率的に執行されたか、当初の目的どおり、まちづくりや町民の福祉向上に使用できたかなど、ただいま委員長報告がありましたとおり、慎重に審査してまいりました。

一般会計においては、100年に一度と言われる景気の悪化に対して緊急対策事業として、那珂川町限定のプレミアム商品券発行に対し補助金を計上し、地域活性化に寄与されたものと判断いたしております。建設、農林、商工、観光、教育など全般において、決算の事務事業は適正に執行されたものと認めます。特別会計のケーブルテレビ事業特別会計においては、大プロジェクトであり、全職員が一丸となり取り組んでこられまして、当初の予定どおり開局されましたことは、今後のまちづくりに大きく寄与するものと高く評価しております。

だが、不安材料もあります。

一般会計の税務課。固定資産税の収入未済額が5億4,657万1,079円。町民税の未済額が、6,939万6,839円。特別会計では、国民健康保険特別会計の中で、国民健康保険税の収入未済額が2億2,058万7,426円と高額になっておりますので、徴収率を高めるよう、なお一層の努力を図られますよう切望しまして、平成20年度一般会計特別会計など10議案に対し、適正に執行されたものと認定し賛成とし、私の討論を終わります。

議長（小川洋一君） 続いて反対討論はありますか。

小林 盛君。

6番（小林 盛君） 私は、平成20年度那珂川町一般会計歳入歳出の決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

一般会計全般にわたりまして、私はおおむね賛成でございますが、その中に環境整備対策

室への職員3名の給与の拠出があります。これは皆さんもよくご存じのように、一般廃棄物については自区内処理ということで、各市町村が責任を持って処理をするということが法律で定められております。しかしながら産業廃棄物、これに関しては国と県がその責任を持つということで、責任の分担が明確に法律で定められております。したがって那珂川町の環境整備対策室が今行っている県の北沢への不法投棄、産業廃棄物による不法投棄の問題解決ということについて、職員を配置してそのお手伝いをするということは、これはあり得ないことなのです。不当な支出と言わざるを得ません。

県が今、北沢の不法投棄問題について、住民の生活保全上、危険の支障を来す、あるいはそのおそれがあるという判断に立って、あのごみを撤去しなければいけないという立場に立っていることは事実であります。しかし、それが法律によって解決を図られるべき問題が、処分場をつくってということで話がすりかえられております。これはあってはならないことです。

法律の原理から大きく外れた、こういったその行政が今行われようとしているわけですが、この那珂川町がその県の間違った行政に対して人員を配置して、そのお手伝いをするということが、いかに無駄な拠出であり、認められないことであるかと。これは、環境と共生するまちづくりを考えているこの那珂川町にとっても、環境と共生するということではなくて、処分場と共生するというまちづくりだと言わざるを得ません。そのようにまちづくりの基本方針から取り組みが間違っているとわざるを得ません。

以上、反対討論といたします。

議長（小川洋一君） 続いて、賛成討論はありますか。

川上要一君。

8番（川上要一君） 8番、川上要一。

私は、平成20年度決算10議案について、賛成の立場から討論を行います。

平成20年度、町の基本的構想のまちづくり、町民と行政とが協働で取り組むことを指針とした、総合振興計画の履行を中心としたことを旨として進められたものであり、計画的な事業の推進、部門計画の具現化などを基本に執行されたものであったと思います。

主な事業の執行については、3大重点プロジェクトの推進に沿って、町行財政改革推進計画に基づき、行財政改革の推進、特に職員定数の削減などを確認がされました。また自然環境との共生推進では、豊かな自然と共生するまちづくりの実現に向けて、那珂川町環境基本条例に基づきまして、那珂川町環境基本計画、基本構想を策定されました。これは現在地球

規模で大きく問題化されているものであり、今日特に時宜を得た策定であったと思います。

次に、町の地域情報化基本計画に基づきケーブルテレビ高度化事業の整備推進が図られ、また有効な利活用を図るため、各種アプリケーションの導入について検討がなされたことが認められました。

定住促進事業では、農ある田舎暮らし高手の里事業の実施が図られました。

民生関係では、高齢者の生きがいづくり及び要援護老人対策事業や、緊急通信システム装置の貸付事業等が実施されております。

児童福祉関係では、保育所再編整備計画に基づきまして、小川地区総合保育所の敷地造成工事が実施されまして、計画が前進されております。

衛生関係では、成人病予防対策事業、母子保健対策事業など、健康づくり推進事業が実施されました。

また、農林関係では、中山間地域直接支払い交付事業が執行され、またイノシシ処理加工施設整備事業が執行されまして、イノシシ等の害の軽減及び特産品生産による地域の活性化が図られました。

土木関係では、地域間の主要幹線道路や生活道路の整備工事が進められました。

また、教育関係では、小・中学校の教育用コンピュータの整備が図られ、馬頭中学校の耐震工事や、また、各小・中学校のスクールバスの整備により、学校教育環境の充実が図られておりました。社会教育生涯学習関係では、特にスポーツの振興で、町民1人1スポーツを目標にスポーツ人口の拡大に努められ、多くのボランティア指導者のもとにより、自主活動で大会などで優秀な成績をおさめられ、スポーツのまち那珂川町が広く県内外にアピールされておりました。

これら、まち事業の推進にかかわる予算の執行においては、一般会計歳入決算額は87億5,552万9,342円であり、歳出決算額は81億7,894万2,094円であります。歳入歳出差額は1億2,637万8,258円となり、前年19年度決算との比較では、歳入歳出ともに増額決算でありました。

歳入の主な理由は、地方交付税臨時財政対策債、過疎対策事業債、合併特例債などの町債の増額であったと理解しております。

歳出の主な理由は、議会費3.6%減、衛生費26.5%減、教育費10.5%減などであります。決算の性質別分類の状況を見ますと、義務的経費、これは、人件費が前年比25.5%から22.1%へ、扶助費が5.4%から5.5%へ、公債費が13.0%から12.8%へ、ともに下がり、義

務的経費計で43.9%が39.9%へと、削減努力と大きな成果が見られました。

また、物件費などの経常的経費も、68.5%から62.1%と改善が見られ、町の投資的経費に回されました。それで、町の投資的経費が、前年の20.8%から、20年度は25%、23億4,471万円と増額になりましたが、これは高度化事業の決算規模の増大によるものと思われる。

町の財政力を見ますと、19年度と比べますと財政力指数では公債比率がわずかながら改善されているとはいえ、厳しい財政状況には変わりなく、予算の効率的効果的な執行は、今後ともさらに望まれるところであります。

次に、8特別会計及び水道事業会計につきましても、その目的どおり適正な執行に努められたものと判断をいたしました。特に、その目玉となるべきケーブルテレビ高度化事業も着実に進められまして、都市との格差是正、また、那珂川町全体の一体化、均衡ある発展を目指す上で、極めて大切な事業の展開となりました。

以上のことにより、平成20年度の予算及び諸事業の執行は、町の予算計画に基づいた事務事業の執行がなされたものと判断し、平成20年度全決算の会計決算のすべてにおいて、特別委員長報告のとおり認定するものに賛成するとし、賛成討論といたします。

議長（小川洋一君） ほかに討論はありませんか。

討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は、1件ごとに行います。

認定第1号 平成20年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号 平成20年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号 平成20年度那珂川町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、委員

長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第4号 平成20年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号 平成20年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第6号 平成20年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第7号 平成20年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第8号 平成20年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（小川洋一君） 起立全員と認めます。

よって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第9号 平成20年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、

委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、認定第9号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第10号 平成20年度那珂川町水道事業決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、認定第10号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、町長から発言があれば、これを許します。

町長。

町長（川崎和郎君） ただいまは、平成20年度那珂川町一般会計歳入歳出決算から9特別会計各会計におきまして、認定をいただきましてまことにありがとうございます。

決算審査特別委員会の中で出されました各担当の要望事項については、これから課長会を初めといたしまして、議会の要望にこたえられるよう努力をしていきたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、合併後の3大プロジェクトが高度情報化、行財政改革、そして環境と共生のまちづくりというふうな合併協議会の協定事項が、議会や町民の皆様のご協力によりまして、現在順調に推移をしているというようなことに関しまして、心から感謝を申し上げ、認定に対するごあいさつにいたします。

ありがとうございました。

議長（小川洋一君） ここで休憩にいたします。

再開は、15時15分といたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時15分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

那珂川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

議長（小川洋一君） 日程第11 那珂川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。
お諮りいたします。

那珂川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙は指名推選により行いたいと思いますが、
これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、平澤照雄君、屋代正人君、伊藤博康君、荒井進君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました平澤照雄君、屋代正人君、伊藤博康君、荒井進君を選挙管理
委員の当選人と決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました平澤照雄君、屋代正人君、伊藤博康君、荒井進君が選
挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員には、菊池洋介君、山田廣允君、鈴木文男君、谷口定子さんを指名い
たします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました菊池洋介君、山田廣允君、鈴木文男君、谷口定子さんを選挙
管理委員補充員と決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました菊池洋介君、山田廣允君、鈴木文男君、谷口定子さんが選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序について、お諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第12、発委第1号 議員の派遣を議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。

川上要一君。

〔8番 川上要一君登壇〕

8番（川上要一君） ただいま提案になりました、発委第1号 議員の派遣について、提案の趣旨説明を申し上げます。

1つは、毎年、栃木県町村議会議長会主催により開催されます町村議会議員研修会に、本年度においても全議員が出席するため、議員の派遣について提案するものであります。

もう一つは、6月30日から7月1日にかけて、姉妹都市であります愛荘町の議会議員が行政調査と交流を目的として当町に来町いたしました。当町議会におきましても、より交流を深め、愛荘町の先進行政事例を調査するため、また、公共的な歴史文化施設の視察を行うため、滋賀県愛荘町及び京都市への全議員の派遣について提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。

議長（小川洋一君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 議員の派遣は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

総務企画常任委員会の閉会中の継続審査について

議長（小川洋一君） 日程第13、総務企画常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配りました申出書のとおり、総務企画常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

総務企画常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、総務企画常任委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続審査とすることに決定しました。

教育民生常任委員会の閉会中の継続審査について

議長（小川洋一君） 日程第14、教育民生常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配りました申出書のとおり、教育民生常任委員長から、委員会において審査中の

事件について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

教育民生常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで、一身上の都合により、議事の進行を副議長の薄井和平君をお願いいたします。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時23分

〔副議長 議長席につく〕

副議長（薄井和平君） 再開します。

議員の辞職について

副議長（薄井和平君） 小川洋一議長及び大金伊一議員から、議員の辞職願が提出されています。

これから議員の辞職について審議いたしますが、地方自治法第117条の規定により、小川洋一君、大金伊一君の退席を求めます。

〔18番 小川洋一君、16番 大金伊一君退場〕

副議長（薄井和平君） 日程第15、議員の辞職についてを議題とします。

お諮りします。

小川洋一君の議員の辞職を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（薄井和平君） 異議なしと認めます。

よって、小川洋一君の議員の辞職を許可することに決定しました。

議員の辞職について

副議長（薄井和平君） 日程第16、議員の辞職についてを議題とします。

お諮りします。

大金伊一君の議員の辞職を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（薄井和平君） 異議なしと認めます。

よって、大金伊一君の議員の辞職を許可することに決定しました。

小川洋一君、大金伊一君の入場を許します。

〔18番 小川洋一君、16番 大金伊一君入場〕

副議長（薄井和平君） 小川洋一君に申し上げます。議員の辞職は許可されました。

ここで、小川洋一君の発言を許します。

小川洋一君。

〔18番 小川洋一君登壇〕

18番（小川洋一君） 一言ごあいさつ申し上げます。

本日をもちまして議員を辞職いたしました。平成11年5月に初当選以来、10年3期にわたり議員活動をしてきました。

初めて議員になるときに、自分から手を挙げて議員になりました。やりたいことをやる、これが私の信条です。議長になるときも手を挙げました。議長になりまして、自分の念願だった子供議会、そして一般質問の一問一答方式ということができました。議員としては、やることはやったかなあと考えております。

これからもう一段上を目指して、私はまた手を挙げていきたいと思っております。

本当にありがとうございました。お世話になりました。（拍手）

副議長（薄井和平君） 大金伊一君に申し上げます。議員の辞職は許可されました。

ここで、大金伊一君の発言を許します。

〔16番 大金伊一君登壇〕

16番（大金伊一君） このたび、一身上の都合により議員辞職願を提出いたしました。た

だいま議員各位のご理解によりまして許可をいただきました。大変ありがとうございました。

また、議員辞職に当たりまして発言の機会をいただきまして、大変感謝を申し上げます。

私は、平成7年7月に議員の職をいただきましてから14年5カ月の間、議員活動を通して町政振興に携わってまいりました。特に残念ながら、南那須地区4町の合併はできませんでしたが、平成17年10月1日に馬頭町と小川町の合併、そして那珂川町の誕生と振興に微力ながら貢献できたことは、議員生活の中でも忘れることができません。

また、議員在職中には、馬頭町議会議長、そして那珂川町の初代議長を務めさせていただきましたが、私1人の力で職責を全うすることができたわけではありません。議員の皆さん、職員の皆さん、そして町民の皆さんのご指導、ご協力がなければなし得なかったものと考えております。皆様方には重ねて御礼を申し上げます。

最後になりますが、那珂川町並びに那珂川町議会がますます発展され、那珂川町町民のための、豊かで活力のあるまちづくりができますことをご祈念申し上げまして、退任のごあいさつとさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

副議長（薄井和平君） それでは、小川洋一君、大金伊一君、退席ください。

〔小川洋一君、大金伊一君退席〕

日程の追加

副議長（薄井和平君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに選挙を行いたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（薄井和平君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第1、「議長の選挙」を配付します。

議長の選挙

副議長（薄井和平君）追加日程第1、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

副議長（薄井和平君） ただいまの出席議員数は16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に11番、鈴木和江さん及び13番、桑原勇一君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

副議長（薄井和平君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

副議長（薄井和平君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

副議長（薄井和平君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼・投票〕

副議長（薄井和平君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

副議長（薄井和平君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。鈴木和江さん及び桑原勇一君に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔書記開票〕

副議長（薄井和平君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16 票

有効投票 16 票
無効投票 0 票です。

有効投票のうち、

石田彬良 君 15 票
大森富夫 君 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、石田彬良君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（薄井和平君） ただいま議長に当選された石田彬良君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

石田彬良君の発言を許します。

〔12番 石田彬良君登壇〕

12番（石田彬良君） ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、多くの議員各位のご推挙をいただきまして、那珂川町議会議長の重職につくことになりました。まことに光栄の至りであります。ありがとうございました。

私は、もともと浅学非才ではありますが、誠意を持って事に当たり、公正を旨として、議会の円滑なる運営を図り、町政のますますの進展と地方自治の発展のために最善の努力をいたす所存でございます。ここに皆様方のなお一層のご支援、ご協力をお願いを申し上げ、就任のごあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

副議長（薄井和平君） ここで休憩いたします。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 3時44分

副議長（薄井和平君） 再開いたします。

日程の追加

副議長（薄井和平君） ただいま、議長に当選された石田彬良君から、議会運営基準に基づき、議長は、議会運営委員会の委員にならないことから、議会運営委員の辞任願が提出されました。

お諮りします。

議会運営委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（薄井和平君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定しました。

議会運営委員の辞任について

副議長（薄井和平君） 追加日程第2、議会運営委員の辞任についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、石田彬良君の退席を求めます。

〔12番 石田彬良君退場〕

副議長（薄井和平君） 追加日程第2、「議会運営委員の辞任について」を配付します。

お諮りします。

石田彬良君の議会運営委員の辞任を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（薄井和平君） 異議なしと認めます。

よって、石田彬良君の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

石田彬良君の入場を許します。

〔12番 石田彬良君入場〕

副議長（薄井和平君） 石田彬良君に申し上げます。

議会運営委員の辞任については、許可されました。

私の職務は終了しましたので、議長と交代します。

休憩します。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時48分

〔新議長 議長席につく〕

議長（石田彬良君） 再開します。

日程の追加

議長（石田彬良君） 議員の辞職及び委員の辞任に伴い、議会運営委員会委員に2名の欠員が生じております。

お諮りします。議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

議会運営委員の選任は、議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って、指名することとなっております。

休憩します。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 3時50分

議長（石田彬良君） 再開します。

議会運営委員の選任

議長（石田彬良君） お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元配付した名簿のとおり、桑原勇一君及び杉本益三君を指名したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員には、桑原勇一君及び杉本益三君を選任することに決定いたしました。

議会運営委員長に申し上げます。ただいま、議会運営委員会の欠員2名が選任されましたが、副委員長の辞任により、副委員長を欠いておりますので、委員会条例第9条第2項の規定により、直ちに議会運営委員会を招集され、副委員長を互選の上、議会に報告を求めます。休憩します。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 3時56分

議長（石田彬良君） 再開します。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、副委員長が決定されましたので、委員長から報告を求めます。

〔議会運営委員長 川上要一君登壇〕

議会運営委員長（川上要一君） ただいま、議会運営委員会を開催いたし、副委員長の互選を行いました。

協議の結果、副委員長に桑原勇一議員を選任いたしましたので、議会にご報告を申し上げます。

議長（石田彬良君） ただいまの委員長報告のとおり、議会運営副委員長は桑原勇一君が選

任されました。

日程の追加

議長（石田彬良君） 議員の辞職により、南那須地区広域行政事務組合議会議員に1人の欠員が生じています。

お諮りします。

南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙

議長（石田彬良君） 追加日程第4 「南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙」を配付します。

当町選出の南那須地区広域行政事務組合議会議員、大金伊一君が議員を辞職し、1人の欠員が生じたことによる補充選挙であります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

南那須地区広域行政事務組合議会議員に、杉本益三君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した杉本益三君を南那須地区広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した杉本益三君が南那須地区広域行政事務組合議会議員の当選人に決定いたしました。

ただいま南那須地区広域行政事務組合議会議員に選出されました杉本益三君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。

受託されたものと認めます。

日程の追加

議長（石田彬良君） お諮りします。

議長の選挙等に伴い、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議席一部変更を行うことに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議席の一部変更を行うことに決定いたしました。

議席の一部変更

議長（石田彬良君） 追加日程第5 議席の一部変更を行います。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時02分

議長（石田彬良君） 再開します。

会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部変更を行います。

変更した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりです。

次の議会から議席表のとおりといたしますので、よろしくお願いをいたします。

閉会の宣告

議長（石田彬良君） 以上で、今期定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

会議を閉じます。

これにて平成21年第5回那珂川町議会定例会を閉会とします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時03分